

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年2月4日
【四半期会計期間】	第53期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）
【会社名】	株式会社エス・ディー・エス バイオテック
【英訳名】	SDS Biotech K.K.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 寒河江 充宏
【本店の所在の場所】	東京都中央区東日本橋一丁目1番5号
【電話番号】	（代）03-5825-5511
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理部長 大塚 俊雄
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区東日本橋一丁目1番5号
【電話番号】	（代）03-5825-5511
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理部長 大塚 俊雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第52期 第3四半期 累計期間	第53期 第3四半期 累計期間	第52期
会計期間	自 2019年4月1日 至 2019年12月31日	自 2020年4月1日 至 2020年12月31日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高 (千円)	8,262,017	8,328,587	12,387,433
経常利益 (千円)	833,198	1,501,950	1,455,909
四半期(当期)純利益 (千円)	776,496	1,161,798	1,187,673
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	998,811	583,710	1,276,051
資本金 (千円)	810,360	810,360	810,360
発行済株式総数 (千株)	7,830	7,830	7,830
純資産額 (千円)	6,365,537	7,801,853	6,659,972
総資産額 (千円)	14,197,052	15,143,464	14,350,994
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	99.15	148.36	151.66
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	12.50	14.00	28.00
自己資本比率 (%)	44.8	51.5	46.4

回次	第52期 第3四半期 会計期間	第53期 第3四半期 会計期間
会計期間	自 2019年10月1日 至 2019年12月31日	自 2020年10月1日 至 2020年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	36.08	53.88

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期累計期間（2020年4月1日～2020年12月31日）における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により急速に悪化し、極めて厳しい状況にあります。感染症拡大による社会経済活動への影響や金融資本市場の変動等の影響を引き続き注視していく必要があります。

農業を取り巻く環境は、世界的には人口増加や新興国の経済成長等に伴って農作物需要が拡大しており、中長期的にも成長が継続するものと思われますが、新型コロナウイルス感染症の農業及び農薬市場における影響を十分に注視していく必要があります。

このような中、当社の状況は、新型コロナウイルス感染症の影響により一部製品の販売や製造に遅れが生じておりますが、海外向けダコニール関連剤や緑化関連剤の出荷が好調に推移したことで、当第3四半期累計期間の売上高は83億28百万円（前年同四半期比66百万円増）となりました。利益面につきましては、フィリピン事業を中心に販売価格の改定を進めていることや横浜工場の稼働安定化もあって利益率が改善していることに加え、新型コロナウイルス感染症対策として国内外出張や会食等の自粛を行っていることから旅費交通費を中心に活動経費が減少し、営業利益は9億12百万円（前年同四半期比4億84百万円増）となりました。さらに、中国出資企業からの受取配当金5億83百万円を計上したことで、経常利益は15億1百万円（前年同四半期比6億68百万円増）、四半期純利益は11億61百万円（前年同四半期比3億85百万円増）となりました。

なお、当社の販売する製品は、農繁期に備え、冬季から春季にかけて出荷が集中する傾向にあります。そのため、第3四半期会計期間（10月1日から12月31日まで）、第4四半期会計期間（1月1日から3月31日まで）に売上が集中する傾向にあります。

当社は農薬事業セグメントのみの単一セグメントではありますが、事業の傾向を示すために品目別に販売実績を記載いたします。

（殺菌剤）

当第3四半期累計期間における売上高は29億37百万円（前年同四半期比3億41百万円増、13.1%増）となりました。これは主に、海外向けダコニール関連剤の出荷が増加したことによるものです。

（水稻除草剤）

当第3四半期累計期間における売上高は31億30百万円（前年同四半期比31百万円減、1.0%減）となりました。これは主に、海外向けベンゾピシクロン原体の出荷が好調に推移している一方で、国内向けカフェンストロール原体の出荷が減少したことによるものです。

（緑化関連剤）

当第3四半期累計期間における売上高は17億63百万円（前年同四半期比1億64百万円増、10.3%増）となりました。これは主に、国内向けカルブチレート関連剤及び海外向けダクタル原体の出荷が好調に推移していることによるものです。

（殺虫剤）

当第3四半期累計期間における売上高は3億67百万円（前年同四半期比36百万円減、9.1%減）となりました。これは主に、D-D関連剤の出荷が減少したことによるものです。

（その他）

当第3四半期累計期間における売上高は1億29百万円（前年同四半期比3億70百万円減、74.1%減）となりました。これは主に、ダコニール原材料の出荷が減少したことによるものです。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末（2020年12月31日）における総資産は151億43百万円であり、前事業年度末（2020年3月31日）と比べて、7億92百万円の増加となりました。

流動資産は107億79百万円であり、前事業年度末と比べて5億31百万円の増加となりました。これは、主に現金及び預金の増加11億70百万円、売掛金の減少21億68百万円、たな卸資産の増加10億60百万円、前払費用の減少1億14百万円、未収入金の増加5億23百万円があったためです。

固定資産は43億64百万円であり、前事業年度末と比べて2億61百万円の増加となりました。これは、主に有形固定資産の増加61百万円、投資有価証券の増加3億4百万円、繰延税金資産の減少93百万円があったためです。

流動負債は43億83百万円であり、前事業年度末と比べて1億63百万円の増加となりました。これは、主に買掛金の減少73百万円、関係会社短期借入金の増加4億86百万円、1年内返済予定の長期借入金の減少64百万円、未払金の増加1億37百万円、未払費用の減少2億2百万円があったためです。

固定負債は29億58百万円であり、前事業年度末と比べて5億12百万円の減少となりました。これは、主に長期借入金の減少5億25百万円があったためです。

純資産は78億1百万円であり、前事業年度末と比べて11億41百万円の増加となりました。これは、主に剰余金の配当による減少2億31百万円と四半期純利益による増加11億61百万円、その他有価証券評価差額金の増加2億11百万円があったためです。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当第3四半期累計期間において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

当第3四半期累計期間における研究開発活動の金額は、6億84百万円となりました。

なお、当第3四半期累計期間において、当社の研究開発活動に重要な変更はありません。

(8) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社の売上高は約47%が海外向け輸出となっているため為替レートの影響を、売上原価は取扱製品の大半が化学製品であるため主に原油価格、ナフサ価格の影響を受けております。当第3四半期累計期間の米国ドル平均レートは106.11円となり、前第3四半期累計期間の米国ドル平均レート108.65円と比較して円高に推移したことに加え、原油価格の低調もあり、当第3四半期累計期間の売上原価率は63%（前年同四半期比6%減）となりました。

(9) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資金需要

当社の資金需要は主に大きく分けて運転資金需要と設備資金需要の二つがあります。

運転資金需要のうち主なものは、生産活動に必要な運転資金（原材料費、外注加工費等）のほか、人件費・研究開発費を中心とする販売費及び一般管理費等の支出によるものであります。

また、設備資金需要のうち主なものは、農業製造設備の維持更新や研究設備の更新及び取得のためのものであります。

財政政策

当社は現在、運転資金及び設備投資につきましては、内部資金、大口取引先債権の流動化や各金融機関からの借入を中心に資金調達することとしております。このうち、借入による資金調達に関しましては、現在の低金利環境と各金融機関との安定した取引を継続する観点から、返済期間が1年を超える長期借入金を中心に実施しております。

当第3四半期会計期間末において、長期借入金の残高は、1年以内に返済期日が到来する残高を含め、約41億円で円建てでの借入であります。

なお、将来キャッシュ・フローの安定化を目的として、金利スワップの利用等を含め、金利の固定化を図っております。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	34,000,000
計	34,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (2020年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年2月4日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,830,925	7,830,925	東京証券取引所市場第二部	1単元の株式数 100株
計	7,830,925	7,830,925	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2020年10月1日～ 2020年12月31日	-	7,830,925	-	810,360	-	77,527

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2020年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 100	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 7,829,700	78,297	-
単元未満株式	普通株式 1,125	-	1 単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	7,830,925	-	-
総株主の議決権	-	78,297	-

（注）単元未満株式には、自己株式52株が含まれております。

【自己株式等】

2020年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社 エス・ディー・エス バイオテック	東京都中央区東日本橋一丁目1番5号	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

（注）当第3四半期会計期間末の自己株式は152株であります。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	68,113	1,238,625
受取手形	-	373
売掛金	5,029,858	2,861,033
商品及び製品	3,158,620	3,977,467
仕掛品	8,310	6,496
原材料及び貯蔵品	975,907	1,219,311
前払費用	269,602	155,294
未収入金	713,496	1,236,841
その他	24,321	83,890
流動資産合計	10,248,230	10,779,334
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	917,830	899,495
構築物（純額）	101,199	135,232
機械及び装置（純額）	229,942	255,945
車両運搬具（純額）	10,677	9,511
工具、器具及び備品（純額）	98,445	89,863
土地	891,545	921,299
建設仮勘定	12,148	11,449
有形固定資産合計	2,261,790	2,322,795
無形固定資産		
ソフトウェア	24,393	15,429
その他	2,389	2,389
無形固定資産合計	26,782	17,819
投資その他の資産		
投資有価証券	528,687	832,990
関係会社株式	846,332	846,332
長期前払費用	1,586	173
繰延税金資産	388,667	295,490
その他	48,916	48,527
投資その他の資産合計	1,814,191	2,023,514
固定資産合計	4,102,764	4,364,129
資産合計	14,350,994	15,143,464

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	784,040	710,880
関係会社短期借入金	129,255	615,608
1年内返済予定の長期借入金	1,355,450	1,291,200
未払金	505,573	643,512
未払費用	1,019,830	817,534
未払法人税等	295,277	211,190
賞与引当金	124,909	43,828
預り金	4,515	24,830
その他	1,559	24,984
流動負債合計	4,220,412	4,383,569
固定負債		
長期借入金	3,395,550	2,870,100
退職給付引当金	66,677	79,074
その他	8,381	8,866
固定負債合計	3,470,609	2,958,040
負債合計	7,691,022	7,341,610
純資産の部		
株主資本		
資本金	810,360	810,360
資本剰余金		
資本準備金	77,527	77,527
利益剰余金		
利益準備金	183,200	183,200
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,514,101	6,444,891
利益剰余金合計	5,697,301	6,628,091
自己株式	110	144
株主資本合計	6,585,077	7,515,833
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	74,894	286,020
評価・換算差額等合計	74,894	286,020
純資産合計	6,659,972	7,801,853
負債純資産合計	14,350,994	15,143,464

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
売上高		
商品売上高	1 46,021	1 28,127
製品売上高	1 8,215,995	1 8,300,460
売上高合計	8,262,017	8,328,587
売上原価		
商品期首たな卸高	17,175	14,689
製品期首たな卸高	3,751,403	3,143,931
当期製品製造原価	5,471,707	6,090,945
当期商品仕入高	24,038	29,200
合計	9,264,324	9,278,766
商品他勘定振替高	107	56
製品他勘定振替高	29,849	14,478
商品期末たな卸高	4,016	21,248
製品期末たな卸高	3,532,083	3,956,219
売上原価合計	5,698,267	5,286,763
売上総利益	2,563,750	3,041,824
販売費及び一般管理費	2,135,988	2,129,447
営業利益	427,761	912,377
営業外収益		
受取利息	805	394
受取配当金	438,523	620,121
その他	1,684	22
営業外収益合計	441,013	620,538
営業外費用		
支払利息	20,502	17,574
為替差損	15,072	13,389
その他	0	-
営業外費用合計	35,575	30,964
経常利益	833,198	1,501,950
特別利益		
固定資産売却益	299	-
受取保険金	2 1,154,401	-
特別利益合計	1,154,701	-
特別損失		
固定資産除却損	360	10,177
固定資産圧縮損	935,377	-
特別損失合計	935,737	10,177
税引前四半期純利益	1,052,162	1,491,773
法人税、住民税及び事業税	291,537	328,190
法人税等還付税額	15,871	-
過年度法人税等	-	1,785
法人税等合計	275,666	329,975
四半期純利益	776,496	1,161,798

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期損益計算書関係)

1 売上高の季節的変動

前第3四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

当社の販売する製品は、農繁期に備え、冬季から春季にかけて出荷が集中する傾向にあります。そのため、第3四半期会計期間(10月1日から12月31日まで)、第4四半期会計期間(1月1日から3月31日まで)に売上が集中する傾向にあります。

2 前第3四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)の受取保険金の内訳は以下のとおりであります。

横浜工場爆発・火災事故に係る建物、構築物及び設備什器等一式に係る保険金982百万円、喪失利益に係る保険金170百万円、その他の保険金2百万円の合計1,154百万円であります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
減価償却費	157,171千円	173,299千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	97,885千円	12円50銭	2019年3月31日	2019年6月27日	利益剰余金
2019年10月31日 取締役会	普通株式	97,885千円	12円50銭	2019年9月30日	2019年12月5日	利益剰余金

当第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	121,377千円	15円50銭	2020年3月31日	2020年6月25日	利益剰余金
2020年10月29日 取締役会	普通株式	109,630千円	14円00銭	2020年9月30日	2020年12月3日	利益剰余金

(持分法損益等)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2020年12月31日)
関連会社に対する投資の金額	738,455千円	738,455千円

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2020年12月31日)
持分法を適用した場合の投資の金額	2,450,064	2,400,401
	前第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
持分法を適用した場合の投資利益の金額	998,811千円	583,710千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

当社は、農業事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

当社は、農業事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりとなります。

	前第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり四半期純利益	99円15銭	148円36銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	776,496	1,161,798
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	776,496	1,161,798
普通株式の期中平均株式数(千株)	7,830	7,830

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

中間配当

2020年10月29日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金総額・・・・・・・・・・109,630千円

(ロ) 1株当たり金額・・・・・・・・・・14円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・・・・・2020年12月3日

(注) 2020年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年2月4日

株式会社エス・ディー・エス バイオテック

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 大 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高島 稔 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エス・ディー・エス バイオテックの2020年4月1日から2021年3月31日までの第53期事業年度の第3四半期会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エス・ディー・エス バイオテックの2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。